平成２４年（フ）第１７号
北海道増毛郡増毛町港町50番地の13
債務者　阿部　　仁
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２４年（フ）第１８号
北海道留萌市千鳥町３丁目９番地の１
債務者　林　　和昭
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２４年（フ）第１８１号
群馬県太田市東新町636番地３　エスパシオ305号
債務者　下田　とよ（旧姓矢菅）
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第５０８号
相模原市中央区上矢部２丁目１番16号　サンルアナ201
債務者　今村　元希
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５０９号
相模原市南区東大沼２丁目４番３号
債務者　田中　昭市
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５１６号
相模原市中央区水郷田名４丁目10番１―504号
債務者　石村　浩司
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５１７号
相模原市南区麻溝台６丁目16番11号　ブルーキャッスル101号室
債務者　長南沙由理（旧姓因間）
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５２２号
神奈川県座間市四ツ谷815番地の１
債務者　飯野　　実
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５３０号
相模原市南区新戸1989番地１　ハウスオブミーナ202
債務者　桧山マリア　セシーリアこと　ＨＩＹＡＭＡ　ＭＡＲＩＡ　ＣＥＣＩＬＩＡ　ＣＯＮＣＩＮＡ
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３３０号
新潟市中央区田中町5189番地４、前住所鳥取県米子市長砂町504番地
債務者　河村　和枝
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９１号
新潟市秋葉区栗宮1445番地　森林方
債務者　宮村　松男
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５０５号
新潟市東区もえぎ野３丁目９番３号、前住所新潟市北区木崎2806番地53
債務者　鈴木八州司
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５０６号
新潟市東区もえぎ野３丁目９番３号、前住所新潟市北区木崎2806番地53
債務者　鈴木　早月
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５１７号
新潟県五泉市高山1766番地１
債務者　神田　紀子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９１号
岐阜県安八郡安八町東結750番地
債務者　金森　雄二
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
岐阜県揖斐郡池田町粕ヶ原1537番地
債務者　木村　浩孝
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１１３号
岐阜県養老郡養老町五日市335番地５
債務者　川北　正史
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
岐阜県大垣市青柳町１丁目154番地５
債務者　宮本　悟史
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係